

岐阜市宿泊税に係るQ & A

令和8年3月

岐阜市

目 次

1 宿泊税について (P6~8)

- 1-1 宿泊税とはどのような税金ですか。
- 1-2 なぜ、宿泊税を導入するのですか。
- 1-3 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。
- 1-4 観光目的でない宿泊（ビジネス目的）でも課税対象になりますか。
- 1-5 宿泊税の税額はいくらですか。
- 1-6 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。
- 1-7 税額が変更されることはありますか。
- 1-8 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないですか。
- 1-9 宿泊税はどのように活用されるのですか。
- 1-10 宿泊税がどのように使われたのか、分かることができますか。
- 1-11 特別徴収義務者は、何を行う必要がありますか。

2 宿泊について (P9~10)

- 2-1 課税対象となる宿泊の判断基準は何ですか。
- 2-2 宿泊日とはいつのことですか。
- 2-3 3時間、6時間、9時間などのプランがあり、延長することもできます。この場合宿泊税の課税対象になりますか。
- 2-4 ホテル内のプールやレストランのみを利用した場合は宿泊税の課税対象ですか。
- 2-5 長期滞在（2~3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。
- 2-6 自社向けの研修施設の場合、宿泊税は課税されますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。
- 2-7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。
- 2-8 条例の施行日より前に事前予約があった場合も、宿泊税は課税されますか。
- 2-9 カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。
- 2-10 連泊利用中の宿泊客が、滞在中1日を実家に泊まったため、ホテルの部屋は利用しなかったが、荷物は客室に置いたままであり、その部屋を利用する権利は有していました。この場合、宿泊税は課税されますか。
事前把握はほぼ出来ず、事後に判明することがほとんどであり、全ての利用状況を把握することは不可能です。
- 2-11 チェックイン後、事情があり3時間の滞在でチェックアウトされたが、客室は使用しており再販できないため、宿泊客への返金はせず、正規の宿泊料金をいただく場合、課税対象になりますか。

3 宿泊料金について (P11~12)

- 3-1 テントを貸し出し、宿泊料という名目で料金を徴収しています。この場合、宿泊税はかかりますか。
- 3-2 無料宿泊券を使った宿泊の場合、宿泊税は非課税になりますか。
- 3-3 株主優待の特典割引として、宿泊税を含んだ額を割引額としてよいですか。
- 3-4 親会社の株主優待等第三者による宿泊料の負担がある場合にはどのように取り扱えばよいですか。
- 3-5 宿泊料金を表示する際、宿泊税を含んだ金額を表示してもよいですか。
- 3-6 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。
- 3-7 お客様がお越しにならず、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。
- 3-8 2人で予約し宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人だった場合は宿泊税を返金してもよいですか。

4 課税免除について (P13~15)

- 4-1 小学生以下の者の確認方法を教えてください。
- 4-2 保育園の団体が宿泊した場合、引率者は課税免除になりますか。
- 4-3 大学生、高等専門学校生は課税免除の対象になりますか。
- 4-4 修学旅行の事前準備（下見）は、課税免除になりますか。
- 4-5 部活動は学校行事に含まれますか。
- 4-6 部活動について、練習試合は学校行事になりますか。学校行事であるか否かの判断は「学校等の行事であることの証明書」の有無で判断してよいですか。
- 4-7 スポーツの強化合宿など、各学校から集められた団体が宿泊する場合、各学校からの証明書がそれぞれ必要ですか。
- 4-8 学校行事であることの証明書に不備があった場合はどうすればよいですか。
- 4-9 証明書を忘れた場合、FAXで送ってもらってもよいですか。
- 4-10 「学校等の行事であることの証明書」に記入されている人数について、宿泊日当日に急な変更が生じた場合、どのように対応すればよいですか。
- 4-11 証明書を持参されなかったり不備があった場合、課税免除対象者の確認ができないため、一旦全員分の宿泊税を徴収し、課税免除対象者であることが確認できた場合に返金するという対応は可能ですか。
- 4-12 宿泊時に、「学校等の行事であることの証明書」の提出はないが、聞き取り等により学校行事であることが明らかである場合でも、宿泊税を徴収しなければなりませんか。
- 4-13 「学校等の行事であることの証明書」を事前に提出する必要がありますか。
- 4-14 旅行会社が複数の学校をまとめて予約した場合でも、「学校等の行事であることの証明書」は旅行会社ではなくあくまで各学校が記入するものであるという理解でよろしいですか。

- 4-15 「学校等の行事であることの証明書」の様式を施設側に配置し、その場で記入してもらおうという対応は可能ですか。
- 4-16 「学校等の行事であることの証明書」は学校側が持っていますか。それとも事業者から案内する必要がありますか。
- 4-17 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、課税免除になりますか。
- 4-18 課税対象者であるにも関わらず、誤って宿泊税を徴収しなかった場合はどうすればよいですか。
- 4-19 施設の約款等により宿泊料の減免規定がある団体が宿泊した場合、宿泊税はかかるのですか。
- 4-20 宿泊税の障がい者減免はありますか。

5 特別徴収義務者について (P16~17)

- 5-1 特別徴収義務者である法人が他の会社に吸収合併されました。ただし、ホテル営業はそのまま継続します。この場合何か手続きが必要ですか。
- 5-2 複数の施設を運営していますが、それぞれの施設ごとに申告しなくてははいけないのですか。
- 5-3 旅館業の営業許可は東京本社となっていますが、宿泊税特別徴収義務者申告書の代表者は事業所の責任者でよいですか。また住所は事業所の所在地でよいですか。
- 5-4 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどのような手続きが必要ですか。
- 5-5 今後開業予定のホテルがあり、宿泊税特別徴収義務者登録申請書は営業開始の前日までに提出したが、岐阜市旅館業法の許可を取った後の提出か、同時の提出かどちらがよいですか。
- 5-6 同一敷地内で複数の施設を運営しており、経理等も区分することができないため、特別徴収義務者申告書をまとめて提出することはできますか。
- 5-7 同一敷地内の複数施設について経営申告書をまとめて提出した場合、申告納入期限の特例の適用要件となる宿泊税額についても、まとめて提出した施設の合計となりますか。
- 5-8 宿泊施設を廃業する場合の手続はどのように行うのですか。
- 5-9 宿泊に関する契約書面（宿泊約款）がないが、どうしたらよいですか。

6 申告納入について (P18~20)

- 6-1 申告納入は毎月行う必要がありますか。
- 6-2 宿泊行為がない月についても申告納入は必要ですか。
- 6-3 申告納入はオンラインで手続きできますか。
- 6-4 旅館業許可等を受けた宿泊事業者ですが、特別徴収義務者の申告はしておらず、また宿泊税を徴収していませんでした。その場合でも申告納入の必要はありますか。

- 6-5 申告納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。
- 6-6 納入申告書を郵送にて提出し、岐阜市への到着は申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。
- 6-7 宿泊税額を過大に申告してしまった場合、どうすればよいですか。
- 6-8 災害等の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続きについて教えてください。
- 6-9 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑なので、連泊の方は、チェックインの日付で人数カウントをしてもよいですか。
- 6-10 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel 等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能ですか。
- 6-11 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での申告納入となるのですか。それともどちらか一方の月でまとめて申告納入となるのですか。
- 6-12 ホテルの仕組み上、チェックアウト時にしか宿泊税を徴収出来ないのですが、どのように申告すればよいですか。
- 6-13 宿泊数の申告の確認はどのように行うのですか。
- 6-14 施設番号はどこで確認できますか。
- 6-15 毎月納入とありますが、複数カ月まとめて納入はできないですか。
- 6-16 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのですか。
- 6-17 宿泊者が旅行者を通じて宿泊費を払った場合、旅行者からの入金に1～3ヶ月ほどかかるが、宿泊日の翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。
- 6-18 宿泊税の納付書払を口座振替にしてもらえませんか。
- 6-19 宿泊税を実際より少なく申告した場合にはどうしたらよいですか。

7 徴収について (P21～22)

- 7-1 宿泊税の徴収方法を教えてください。
- 7-2 インターネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。
- 7-3 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。
- 7-4 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合はどのように対処すればよいですか。
- 7-5 旅行者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。
- 7-6 お客様からの納税苦情があった場合はどう対応したらよいですか。
- 7-7 宿泊料金をオンラインにて事前決済する場合、宿泊税は当日人数分を徴収するのですか。

8 その他 (P23～24)

- 8-1 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよいですか。
- 8-2 領収書を総額表示で発行していますが、宿泊税を必ず記載しないといけないのですか。

- 8-3 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。
- 8-4 宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊事業者への対応はどうするのですか。
- 8-5 宿泊者が岐阜市に宿泊税を直接納付することはできますか。
- 8-6 施行日以降の宿泊料金を既にいただいている宿泊者から宿泊税を徴収する場合、振込手数料はどのようになりますか。
- 8-7 手書き領収証を使用しているのですが、合計金額と名前しか書けないので、内訳が書けません。どうしたらよいですか。
- 8-8 eLTAX の利用ができるようだが、宿泊税にかかわらず、希望の税目だけ eLTAX を利用することができますか。

1 宿泊税について

1-1 宿泊税とはどのような税金ですか。

宿泊税は、岐阜市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、岐阜市が独自に課税する地方税（法定外目的税[※]）です。市内の旅館やホテル、民泊住宅等の宿泊施設に料金を支払って宿泊する場合に課税されます。

※法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために道府県・市町村が課することができる税です。（地方税法第5条、第731条）

1-2 なぜ、宿泊税を導入するのですか。

人口減少・少子高齢化社会の進展による地域の経済産業活動の縮小が懸念される中で、裾野が広く様々な産業に経済効果が及び、交流人口を拡大させ地域経済の活性化に貢献する観光振興の重要性はますます高まっており、将来に向け観光振興の強化・拡充策を継続的に展開する費用に充てるための安定的な財源として導入するものです。

市では、この財源を活用して「観光客に選ばれるまち」「何度でも訪れたいくなるまち」「観光資源の創出」「観光インフラ整備等」の主に4つの柱に基づき取組みを進めます。

1-3 なぜ、観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

観光とは「日常生活圏を離れて行う様々な活動」と定義されています。宿泊をするという行為自体が日常生活圏を離れた活動であり、宿泊をすることにより飲食や交通機関の利用、体験といった様々な観光サービスを楽しむものと考えられることから、宿泊者に負担をお願いしています。

1-4 観光目的でない宿泊（ビジネス目的）でも課税対象になりますか。

観光とは「日常生活圏を離れて行う様々な活動」と定義されています。ビジネス客など観光目的ではない宿泊であっても、宿泊自体が日常生活圏を離れた活動であり、飲食や交通機関の利用、体験といった様々な観光サービスを楽しむものと考えられることから、宿泊の目的に関わらず全ての宿泊者に負担をお願いしています。

1-5 宿泊税の税額はいくらですか。

宿泊者1人1泊あたり200円が課税されます。

1-6 宿泊料金を低額に設定している宿泊施設では、負担感が大きいのではないですか。

先行自治体の事例調査や税額シミュレーションによる検証を行い、宿泊事業者向けのアンケートや説明会での意見も参考にしながら、制度案の議論、検討がなされ

ました。この間、宿泊事業者から、事務処理の複雑化を懸念し「できる限り簡素で分かりやすい制度にすべき」とのご意見が多くあったことから、持続可能な観光まちづくりを推進していくために必要となる財源の規模と納税義務者となる宿泊者の負担感、特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担を考慮し、一律200円としました。

1-7 税額が変更されることはありますか。

宿泊税の制度は市宿泊税条例において規定されています。同条例において3年ごとに社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。

1-8 宿泊税の徴収は消費税との二重課税ではないですか。

二重課税とは一つの課税要因に対して、同種の租税が重複して課税されることを指します。消費税は国税であり、宿泊税は地方税であるため同種の税ではありません。また、宿泊税の課税対象は、宿泊料金を伴うものですが、消費税、地方消費税は宿泊料金に含まれていないため、二重課税とはなりません。

1-9 宿泊税はどのように活用されるのですか。

宿泊税の用途につきましては、あらかじめ特定事業に限定するのではなく、「観光客に選ばれるまち」「何度でも訪れたくなるまち」「観光資源の創出」「観光インフラ整備等」の主に4つの柱に基づき、原則として新規・拡充事業に充てることとします。なお、宿泊税の活用にあたっては、観光関連事業者の意見も伺いながら、効果的な観光施策を展開していきます。

1-10 宿泊税がどのように使われたのか、分かることができますか。

岐阜市宿泊税条例の規定に基づき、宿泊税の用途を公表します。

1-11 特別徴収義務者は、何を行う必要がありますか。

特別徴収義務者の方に行っていただくのは、宿泊者から宿泊税を徴収し岐阜市に申告納入していただくほか、帳簿や書類の記載や保存を行っていただく必要があります。

特別徴収義務者となる宿泊施設の宿泊事業者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

ア 帳簿とは、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるものをいいます。上記の事項が網羅されたものであれば、日々作成される業務用帳簿等に代えていただいて構いません。

例) 総勘定元帳、仕分帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳等

※納入申告書の提出日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間保存

イ 書類とは、宿泊の際に作成される売上傳票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものをいいます。

※当該書類に記載する宿泊日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間保存

2 宿泊について

2-1 課税対象となる宿泊の判断基準は何ですか。

宿泊の定義は、旅館業法第2条第5項において「寝具を使用して宿泊施設を利用すること」とされていますが、宿泊税においては原則として以下の基準に基づき、課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

- ①その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

旅館業法の許可が必要な宿泊とは以下の4項目をすべて満たすものです。

- ①宿泊料を徴収している（名称は問わない）
- ②社会性がある（不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など）
- ③反復継続性がある（宿泊募集を継続的に行っている場合など）
- ④生活の本拠ではない（使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など）

2-2 宿泊日とはいつのことですか。

宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合（チェックインが0時以降等）は、宿泊施設において作成する帳票等に記載された日をもって宿泊税における宿泊日として差し支えありません。

2-3 3時間、6時間、9時間などのプランがあり、延長することもできます。この場合、宿泊税の課税対象になりますか。

課税対象となる「宿泊」の判断基準は、以下のとおりです。

- ①その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであり、宿泊料金が発生している
- ② ①以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるものよって、寝具を使用した日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は、課税対象になります。3時間利用の場合は、宿泊税はかかりません。

延長して日をまたぐ6時間の利用となった場合は、寝具を使用し料金が発生していれば課税対象になります。

2-4 ホテル内のプールやレストランのみを利用した場合は宿泊税の課税対象ですか。

宿泊税は宿泊施設の宿泊が課税対象となるため、ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象にはなりません。

2-5 長期滞在（2～3か月）の場合も課税対象ですか。この場合、宅建業法に基づいて、短期賃貸借契約（30日以上の場合可能）とした場合はどうなりますか。

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間に関わらず宿泊税が課税されますが、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。

2-6 自社向けの研修施設の場合、宿泊税は課税されますか。一般にも貸出をしているため、旅館業の許可を取っています。

研修施設の場合、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当する施設であれば宿泊税の対象になります。宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合や、宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は課税対象になります。

2-7 ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）若しくは会社自らが業務上、客室を利用すること又はその客室のこと）の場合は課税対象ですか。

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は課税対象になります。宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で料金を課している場合は課税対象になります。

2-8 条例の施行日より前に事前予約があった場合も、宿泊税は課税されますか。

条例の施行日前に予約があった場合でも、宿泊日が施行日（令和8年4月1日）以降であれば、宿泊税が課税されます。

2-9 カプセルホテルも宿泊税の対象ですか。

旅館業法には簡易宿所も含まれていますので、旅館業法に該当する宿泊施設であれば課税対象になります。

2-10 連泊利用中の宿泊客が、滞在中1日を実家に泊まったため、ホテルの部屋は利用しなかったが、荷物は客室に置いたままであり、その部屋を利用する権利は有していました。この場合、宿泊税は課税されますか。

事前把握はほぼ出来ず、事後に判明することがほとんどであり、全ての利用状況を把握することは不可能です。

宿泊料金がかかる場合は、宿泊税も課税対象になります。

2-11 チェックイン後、事情があり3時間の滞在中でチェックアウトされたが、客室は使用しており再販できないため、宿泊客への返金はせず、正規の宿泊料金をいただく場合、課税対象になりますか。

宿泊料金がかかる場合は、宿泊税も課税対象になります。

3 宿泊料金について

3-1 テントを貸し出し、宿泊料という名目で料金を徴収しています。この場合、宿泊税はかかりますか。

旅館業法上、旅館業は「施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる行為」と規定されているため、テントを宿泊客自身が設置する場合は、「施設を設ける」にはあらず、旅館業法に該当しないため宿泊税の対象にはなりません。

3-2 無料宿泊券を使った宿泊の場合、宿泊税は非課税になりますか。

宿泊施設が独自に宿泊者に対して宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額が宿泊料金になります。割引後の宿泊料金が0円であれば、宿泊税は課税されません。

3-3 株主優待の特典割引として、宿泊税を含んだ額を割引額としてよいですか。

自社で株主優待の特典として、消費税や入湯税込みで旅行クーポンを発券するような場合には、宿泊税相当金額を含めてクーポン券を発行して差し支えありません。ただし、割引後にお客様の自己負担が発生する場合には申告納入が必要になります。

3-4 親会社の株主優待等第三者による宿泊料の負担がある場合にはどのように取り扱えばよいですか。

第三者による宿泊料の負担がある場合は、その負担割引を含めた金額を宿泊料金とし、宿泊税課税対象としてください。

3-5 宿泊料金を表示する際、宿泊税を含んだ金額を表示してもよいですか。

宿泊税を含む料金表示をしても構いませんが、宿泊税が含まれているかどうかを記載してください。

3-6 長期滞在の場合、例えば5泊したら1泊無料キャンペーンの場合の税額はどうなりますか。

無料となる日の宿泊税は課税対象になりません。

3-7 お客様がお越しにならず、キャンセル料を頂く場合の宿泊税の取り扱いはどうなりますか。

キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、キャンセル料を契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象になります。

3-8 2人で予約し宿泊税を事前に領収していましたが、実際の宿泊が1人だった場合は宿泊税を返金してもよいですか。

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収していただくこととなりますので、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金してください。ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象になります。

4 課税免除について

4-1 小学生以下の者の確認方法を教えてください。

原則、健康保険証やマイナンバーカードなどの官公庁から発行・発給した本人及び年齢が確認できるものの提示により確認してください。

4-2 保育園の団体が宿泊した場合、引率者は課税免除になりますか。

保育園は課税免除条件である「学校教育法第1条に規定する学校」には当てはまりませんので、園児は12歳以下の課税免除が適用されますが、引率者は課税対象です。

4-3 大学生、高等専門学校生は課税免除の対象になりますか。

大学生は課税免除対象外です。高等専門学校生は全学年課税免除の対象です。

4-4 修学旅行の事前準備（下見）は、課税免除になりますか。

児童や生徒が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除にはなりません。

4-5 部活動は学校行事に含まれますか。

「学校等の行事であることの証明書」の提出があった場合、学校行事と判断し課税免除としてください。

4-6 部活動について、練習試合は学校行事になりますか。学校行事であるか否かの判断は「学校等の行事であることの証明書」の有無で判断してよいですか。

部活動の練習試合が学校行事であるかの判断は「学校等の行事であることの証明書」の有無で判断してください。

4-7 スポーツの強化合宿など、各学校から集められた団体が宿泊する場合、各学校からの証明書がそれぞれ必要ですか。

各学校から出された証明書が必要です。なお、個人として参加するスポーツ大会やクラブチームでの合宿など、学校長が認めるものではない活動における宿泊については、課税免除の対象にはなりません。

4-8 学校行事であることの証明書に不備があった場合はどうすればよいですか。

不備や記載漏れがあると、課税免除を適用する要件を満たしていることが確認できないため、速やかに当該学校等に訂正と再提出を依頼していただくようお願いいたします。

4-9 証明書を忘れた場合、FAXで送ってもらってもよいですか。

FAXで送ってもらったものを根拠とし申告時に添付いただき、申告時までには学校から提出いただいた証明書の原本は宿泊施設において保管ください。

4-10 「学校等の行事であることの証明書」に記入されている人数について、宿泊日当日に急な変更が生じた場合、どのように対応すればよいですか。

「学校等の行事であることの証明書」に記載されている人数を見え消しで修正してください。その際、訂正印を押印いただく必要はありません。

ただし、欠席者の分も宿泊料として徴収されるのであれば、学校長の証明書の人数はそのままにしておいてください。欠席者の分を宿泊料として扱うか、違約金として扱うかは各施設のご判断になるかと思いますが、違約金として扱うのであれば、宿泊者数は-1、証明書の人数も-1していただき、宿泊料として扱うのであれば、宿泊者数はそのまま、証明書の人数もそのままとなります。

4-11 証明書を持参されなかったり不備があった場合、課税免除対象者の確認ができないため、一旦全員分の宿泊税を徴収し、課税免除対象者であることが確認できた場合に返金するという対応は可能ですか。

原則、宿泊のあった月の翌月末の申告までに、学校側より証明書を提出していただき、宿泊施設から学校へ返金、宿泊税申告時には課税免除として申告してください。万が一、学校等の行事であることの証明書が申告時に間に合わない場合は、課税対象として申告納入していただき、証明書の提出後更正請求をしていただくこととなります。その場合は市から特別徴収義務者へ還付となりますので、宿泊施設から学校へ返金をお願いします。

4-12 宿泊時に、「学校等の行事であることの証明書」の提出はないが、聞き取り等により学校行事であることが明らかである場合でも、宿泊税を徴収しなければなりませんか。

学校行事であることが明らかである場合は宿泊税を徴収する必要はありませんが、学校等の行事であることの証明書は後日必ず提出していただき、宿泊があった月の翌月末の申告時に証明書の写しを添付してください。

4-13 「学校等の行事であることの証明書」を事前に提出する必要がありますか。

宿泊当日に提出いただければ結構です。

4-14 旅行会社が複数の学校をまとめて予約した場合でも、「学校等の行事であることの証明書」は旅行会社ではなくあくまで各学校が記入するものであるという理解でよろしいですか。

お見込みのとおりです。各学校が記載したものを提出してください。

4-15 「学校等の行事であることの証明書」の様式を施設側に配置し、その場で記入してもらうという対応は可能ですか。

証明書には、学校長等の施設の長の押印が必要です。

4-16 「学校等の行事であることの証明書」は学校側が持っていますか。それとも事業者から案内する必要がありますか。

学校側は持ち合わせていませんので、学校行事と思われる宿泊予約があった場合は、事業者様から学校へ提出の必要がある旨をご案内いただきますようお願いいたします。また、様式は岐阜市のホームページにも掲載しております。

4-17 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、課税免除になりますか。

外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から課税免除になります。なお、具体的な取り扱いは、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免税の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準じます。

①課税が免除される施設

消費税が免除される施設として国税庁長官の指定を受けた宿泊施設

②課税が免除される外国大使等

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者

4-18 課税対象者であるにも関わらず、誤って宿泊税を徴収しなかった場合はどうすればよいですか。

特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入したうえで、対象の宿泊者に求償することになります。

4-19 施設の約款等により宿泊料の減免規定がある団体が宿泊した場合、宿泊税はかからないのですか。

宿泊料金がかからない場合は、宿泊税も課税されません。

4-20 宿泊税の障がい者減免はありますか。

障がい者減免等の規定は設けておりませんので、課税対象となります。

5 特別徴収義務者について

5-1 特別徴収義務者である法人が他の会社に吸収合併されました。ただし、ホテル営業はそのまま継続します。この場合何か手続きが必要ですか。

吸収合併や会社分割によりホテル等の営業を行う法人が変更になった場合には、既登録の特別徴収義務者の登録を廃止し、承継法人が新たに特別徴収義務者としての登録を申請する必要があります。

5-2 複数の施設を経営していますが、それぞれの施設ごとに申告しなくてはいけませんか。

原則としてそれぞれの施設ごとに申告していただきますが、特別徴収義務者の申告事務の負担軽減の観点から、申請により合算して申告納入することができます。

5-3 旅館業の営業許可は東京本社となっていますが、宿泊税特別徴収義務者申告書の代表者は事業所の責任者でよいですか。また住所は事業所の所在地でよいですか。

原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方ですので、許可を受けた際の社名で提出してください。なお、同一法人である岐阜の宿泊施設で書類等のやりとりを行う場合は、宿泊税特別徴収義務者登録申請書の「書類の送付先」に記入してください。

5-4 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどのような手続きが必要ですか。

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設に関して旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）ですが、宿泊事業者と実質的な宿泊施設の経営者が異なる場合や、委託契約等により宿泊施設経営の決定権が宿泊事業者以外の方にある場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の納入に責任を持つ方を本市が特別徴収義務者として個別に指定することがありますので、詳しくは税制課宿泊税担当までお問い合わせください。

5-5 今後開業予定のホテルがあり、宿泊税特別徴収義務者登録申請書は営業開始の前日までに提出だが、岐阜市旅館業法の許可を取った後の提出か、同時の提出かどちらがよいですか。

宿泊税特別徴収義務者申告書の提出については、添付資料として旅館業に係る許可証の写しの提出をお願いしていますので、旅館業の許可を受けた後にご提出いただくこととなります。なお、旅館業の許可を受けた日に開業する予定であるなど、開業の前日までに旅館業の許可証の写しが提出できない場合は、許可申請中であることがわかる旅館業許可申請書（控え）をご提出いただいたうえで、許可後に許可証の写しをご提出ください。

5-6 同一敷地内で複数の施設を経営しており、経理等も区分することができないため、特別徴収義務者申告書をまとめて提出することはできますか。

特別徴収義務者の申告は原則、宿泊施設ごと（許可・届出施設ごと）に行っていますが、

(1) 経営する複数の施設が同一敷地内又は隣接する敷地に存在する。

(2) 経理・宿泊台帳の管理を一元的に行っており、区分することができない。

に該当する場合はまとめて提出できます。

その場合は「特別徴収義務者申告内訳書」にまとめて提出する施設を全て記載していただき、特別徴収義務者申告書の「宿泊施設」欄には、代表となる施設（1施設）の所在地、名称等を記載してください。

5-7 同一敷地内の複数施設について経営申告書をまとめて提出した場合、申告納入期限の特例の適用要件となる宿泊税額についても、まとめて提出した施設の合計となりますか。

複数施設の経営申告書をまとめて提出された場合、まとめて提出された施設全てを一つの施設とみなしますので、申告納入期限の特例の適用の要件となる宿泊税額についても、まとめて提出された施設の宿泊税額の合計額となります。

5-8 宿泊施設を廃業する場合の手続はどのように行うのですか。

旅館業の許可事務を担当する本市生活衛生課（住宅宿泊事業の場合は岐阜県各務原市の岐阜保健所）に対し、廃業の手続を行ってください。その上で、宿泊税に関する手続として、宿泊施設営業休止（廃止）申告書を提出していただくこととなります。

5-9 宿泊に関する契約書面（宿泊約款）がないが、どうしたらよいですか。

宿泊約款は、宿泊契約の申込や宿泊契約の成立、ホテル側の契約締結の拒否や解除の条件等を示したものです。施設を利用する宿泊者へにお示しする説明事項や利用案内等を添付してください。

6 申告納入について

6-1 申告納入は毎月行う必要がありますか。

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則申告納入は毎月行う必要があります。ただし、所定の要件を満たす場合は、宿泊事業者が岐阜市に申請し、承認を受けることにより申告納入期限の特例を受けることができます。この特例を受けると、3か月分をまとめた年4回（6月、9月、12月、3月）の申告納入期限となります。

6-2 宿泊行為がない月についても納入申告は必要ですか。

宿泊料金の受領のない月については納入いただく宿泊税はありませんが、適正かつ公正な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、納入申告書のご提出をお願いします。

6-3 申告納入はオンラインで手続きできますか。

現在のところオンラインには対応しておりません。

6-4 旅館業許可等を受けた宿泊事業者ですが、特別徴収義務者の申告はしておらず、また宿泊税を徴収していませんでした。その場合でも申告納入の必要はありますか。

特別徴収義務者の申告をしていなくても宿泊税を申告納入する義務があります。そのため、速やかに特別徴収義務者の登録をしていただくとともに、申告納入すべき宿泊税額を申告納入していただく必要があります。

6-5 申告納入が納期限に間に合わなかった場合どうなりますか。

納期限後に納入申告書の提出があった場合は不申告加算金が課せられる場合があります。また、納期限までに宿泊税額の納入がなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金が課される場合があります。

6-6 納入申告書を郵送にて提出し、岐阜市への到着は申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。

原則として岐阜市に届いた日が申告日となります。ただし、郵便局（郵便官署）の消印が期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

なお、やむを得ず信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等を利用した場合については岐阜市への到達日が申告日となります。郵便等を利用して申告書を提出される場合には余裕をもって提出していただくようお願いいたします。

6-7 宿泊税額を過大に申告してしまった場合、どうすればよいですか。

特別徴収義務者の方が、計算誤り等により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

更正の請求ができるのは、原則として納期限から5年以内です。手続き等については別途ご案内いたしますので、税制課宿泊税担当までお問合せください。

6-8 災害等の影響により期限までに申告等を行うことが困難な場合の手続きについて教えてください。

申告期限の延長制度がありますので、詳細は税制課宿泊税担当までお問合せください。

6-9 連泊する宿泊者に対して、日付毎の人数を出すのが煩雑なので、連泊の方は、チェックインの日付で人数カウントをしてもよいですか。

宿泊税の申告の際には宿泊税納入申告書と、宿泊日ごとに宿泊数を記載した宿泊税月計表の提出が必要です。そのため、連泊の場合の宿泊数については、宿泊日ごとに計上していただきますようお願いいたします。宿泊税月計表は、宿泊施設で作成・保管をする帳簿と売上傳票との整合性を確保するため、日ごとに課税対象宿泊数等の記載をお願いしているものですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、記載事項が宿泊税月計表と同様であれば、様式は問いません。

6-10 納入申告書と宿泊税月計表は、Excel等の指定フォーマットに入力して、メールで提出することは可能ですか。

納入申告書及び宿泊税月計表については、メールでの提出はできませんので、紙媒体での提出をお願いいたします。もしくは地方税共同機構が運営するeLTAXにおいて、データ添付にて申告していただけます。

6-11 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での申告納入となるのですか。それともどちらか一方の月でまとめて申告納入となるのですか。

宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日に計上していただくこととなりますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

6-12 ホテルの仕組み上、チェックアウト時にしか宿泊税を徴収出来ないのですが、どのように申告すればよいですか。

原則、宿泊日に計上していただくようお願いいたします。チェックアウト時に宿泊料を徴収するのであれば、チェックアウト時での計上でも差し支えありませんが、帳簿との整合性が取れるように計上ルールを統一する等適切な事務処理をお願いいたします。

6-13 宿泊数の申告の確認はどのように行うのですか。

必要に応じて、実地調査を行います。

6-14 施設番号はどこで確認できますか。

施設番号は、宿泊税特別徴収義務者申告書をご提出いただいた後、施設ごとにお送りする「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書」に記載されております。

「宿泊税特別徴収義務者申告受理通知書」が見当たらない等、確認ができない場合は、税制課諸税係までご連絡ください。

6-15 毎月納入とありますが、複数カ月まとめて納入はできないですか。

宿泊税の申告納入を適正に行っていただくことや他の税目でも特別徴収義務者から毎月納入していただく制度となっていることから、宿泊税においても、原則毎月申告納入していただくこととしたものです。そのうえで、事務負担の軽減措置として、一定の要件を満たす場合には3か月ごとの申告納入を認める特例を設けていますので、必要に応じて申請手続きをしてください。

6-16 銀行窓口で宿泊税を納入する場合、手数料は事業者が負担するのですか。

岐阜市が指定する金融機関で宿泊税を納入する際には、手数料はかかりません。具体的な金融機関は「特別徴収事務の手引き」をご確認ください。

6-17 宿泊者が旅行者を通じて宿泊費を払った場合、旅行者からの入金に1~3ヶ月ほどかかるが、宿泊日の翌月に宿泊税を納入する必要がありますか。

宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日に計上していただき、その翌月に申告をしていただくこととなります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告及び納入をしていただきますようお願いいたします。

6-18 宿泊税の納付書払を口座振替にしてもらえませんか。

宿泊税は口座振替による納入はできませんので、納付書による納入をお願いいたします。

6-19 宿泊税を実際より少なく申告した場合にはどうしたらよいですか。

修正申告を行ってください。その後、帳簿等調査をさせていただいた上で更正を行います。修正分の納期限は更正決定通知にて納付額とともに別途通知いたします。

7 徴収について

7-1 宿泊税の徴収方法を教えてください。

特別徴収の方法については、具体的に規定していません。徴収しやすい方法を選択してください。

①現金払い … 精算時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

②事前決済 … 予約時に宿泊料金と宿泊税を支払います。

※仮に旅行サイトを使い宿泊税込みで決済していて、キャンセルになった場合は、宿泊施設又は旅行予約サイトの運営会社が当該宿泊税分を返還します。

③宿泊料は事前決済、宿泊税は現金払い … 予約時に宿泊料金を支払い、現地で宿泊税を支払います。

7-2 インターネット予約、無人化施設等での徴収方法を教えてください。

特別徴収の方法については、具体的に規定していません。「事前決済の際に宿泊料金と併せ徴収する」「現地で徴収する」など宿泊税を徴収しやすい方法により徴収していただくこととなります。なお、無人化施設等での徴収についても徴収しやすい方法を選択していただくこととなりますが、他都市の事例では、ホームページ上に宿泊税について明記し、予約時に事前決済で徴収していることが多いようです。

7-3 宿泊税に係るキャッシュレス手数料の取扱いについて教えてください。

宿泊者が宿泊税をクレジットカード等で支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社等の契約によるものになりますので、宿泊事業者で負担していただくこととなります。

7-4 宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合はどうように対処すれば良いですか。

仮に納税されなかった場合は、法律上、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市へ納入した上で、納税を拒否した宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第3項）。このような宿泊税の納税拒否がないよう、予約時の事前周知や宿泊フロントでのポスター掲示など、宿泊者への周知にご協力をお願いします。

7-5 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者になっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分を預かり、旅館やホテル等に支払うこともできます。宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金として取り扱うか、あるいは旅館やホテル等に宿泊する際に支払うかについては、旅行業者と旅館やホテル等との間で取り決めていただくこととなります。

7-6 お客様からの納税苦情があった場合はどう対応したらよいですか。

苦情につきましては、本市から配布する広報物等もご活用いただき、ご説明いただきますようお願いいたします。また、岐阜市ぎふ魅力づくり推進政策課（058-265-3980）にご連絡いただくこともできます。

7-7 宿泊料金をオンラインにて事前決済する場合、宿泊税は当日人数分を徴収するのですか。

宿泊税徴収は事前決済、当日決済どちらでもかまいません。事前決済とした場合、キャンセル等により宿泊税の徴収が不要となった宿泊者に対し、返金等適切な対応をお願いします。

8 その他

8-1 宿泊税のことを知らない外国人等が来たら、どのように対応すればよいですか。

宿泊税のポスター・チラシ等の広報物に「英語」「韓国語」「中国語」の翻訳を載せてありますので、そちらを活用し説明をお願いします。

8-2 領収書を総額表示で発行していますが、宿泊税を必ず記載しないといけないのですか。

宿泊税は消費税の課税標準である課税資産の対価に含まれませんが、領収書に宿泊税の記載がない場合は宿泊税を含んだ金額が消費税の課税標準となってしまうので、領収書には宿泊税の名称及びその額を記載していただきますようお願いいたします。手書きで記載していただいても構いません。あるいは、宿泊税のみの領収書を発行していただいても構いません。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

8-3 領収書が不要と言われる宿泊者に領収書を渡す必要がありますか。

領収書が不要と言われる宿泊者には領収書をお渡しする必要はありません。領収書をお渡しする場合は、宿泊税の名称とその額を表示するようにお願いします。

8-4 宿泊税導入後に特別徴収義務者の申告を行っていない宿泊事業者への対応はどうするのですか。

旅館業許可等を受けて市内で宿泊施設を営業している方は、特別徴収義務者の申告を行っていない場合でも宿泊税の特別徴収義務者となります。市で現地調査を実施し、営業を行っている事実が判明した場合は、特別徴収義務者の申告及び申告納入を行うよう指導いたします。また、調査により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実が判明した場合には、正しい税額を納入していただくため、市役所で税額の決定を行い、納入してもらいます。なお、不申告加算金等の加算金も課されます。

8-5 宿泊者が岐阜市に宿泊税を直接納付することはできますか。

宿泊税は、宿泊施設の経営者の方が特別徴収義務者となり、宿泊者から宿泊税を徴収し、岐阜市へ申告納入していただく「特別徴収制度」を採用しております。したがって、宿泊者が岐阜市に直接納付することはできません。

8－6 施行日以降の宿泊料金を既にいただいている宿泊者から宿泊税を徴収する場合、振込手数料はどのようになりますか。

振込手数料が必要な場合は、通常、納税義務者である宿泊者にご負担いただくこととなります。宿泊料金を支払済の宿泊者については、宿泊時に現地で徴収するなどの方法で対応していただきますようお願いいたします。

8－7 手書き領収証を使用しているのですが、合計金額と名前しか書けないので、内訳が書けません。どうしたらよいですか。

宿泊料金の領収証とは別に宿泊税のみの領収証を発行していただいてもかまいません。また、宿泊税を含めた金額の領収証を発行する場合は「宿泊税 200 円を含みます」等、宿泊税額を明記してください。

8－8 eLTAX の利用ができるようだが、宿泊税にかかわらず、希望の税目だけ eLTAX を利用することができますか。

希望の税目のみの利用が可能ですが、すでに eLTAX を他税目でご利用いただいている場合には、宿泊税もぜひ eLTAX をご利用ください。